



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 障害者雇用促進法が改正されるそうですね。一定数以上の従業員がいる企業は障害者を雇う義務があるという法律だということですが、詳しく教えてください。

A 「障害者」の対象となるのは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所有者を言います。障害者雇用促進法は、厚労省が実施する障害者雇用対策のひとつであり、障害者が能力を活かし社会で活躍できるような環境をつくるための法律です。

障害者雇用促進法では「障害者雇用率制度」によって従業員に占める障害者の割合が定められており、従業員が一定数以上の規模の事業主は、常用労働者に占める障害者（身体・知的・精神）の割合を、法定雇用率以上にする義務が生じます。

現在、民間の法定雇用率は2.3%、つまり従業員を43.5人以上雇用している場合は、障害者を1人以上雇わなくてはなりません。

2024年度は2.5% 従業員40人以上で1人以上
2026年度は2.7% 従業員37.5人以上で1人以上と、法定雇用率は段階的に上がっていきます。

障害者雇用促進法では、障害者の自立を促進するという法の趣旨から、雇用義務が課せられているのは週20時間以上の労働者のみでしたが、2022年の改正法で、20時間未満の雇用を希望する障害者のために、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者も雇用率に算定できるようになりました。

【雇用率制度における算定方法】

週所定労働時間	30H以上	20H以上 30H未満	10H以上 20H未満
身体障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5	0.5

これに伴い、週所定労働時間10時間以上20時間未満の障害者を雇用する事業主に対して支給されていた「特例給付金」は廃止となります。

※特例給付金とは、雇用障害者数に応じて1人7,000円/月を支給するもの(100人以下は1人5,000円/月)

障害者雇用納付金制度は、法定雇用率を満たしていない事業主から納付金を徴収し、逆に、障害者を多く雇用し、特別な雇用管理をしている事業主に対し、調整金や報奨金を支給する制度です。

- 常用労働者100人超の企業は超過1人当たり月額27,000円(調整金)

- 常用労働者100人以下の企業は超過1人当たり月額21,000円(報奨金)

常用労働者が100人超で、法定雇用率を満たしていない事業主は、不足1人当たり月5万円を徴収されます。まあ罰金みたいなものですね。

2022年改正では、「就労選択支援制度」が新たにできました。障害者が就労を希望する場合、障害者本人の希望や能力に沿ったよりきめ細かい支援を提供できる制度です。具体的な流れとしては、就労を希望する障害者の就労アセスメントを実施し、能力や適性に合った仕事を選んでいきます。※就労アセスメントとは、働く事を希望する障害者が適切な「働く場」を選択する事を支援するため、その障害者の就労や生活面に関する情報を把握することを目的として行う。本人が持つ働く力に着目し、継続的な就労支援に活用していくもの。

その他のサポートとして、障害者が働き始めるに当たって勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職からの復職を目指す場合に障害者が企業等で就労している時であっても就労系障害福祉サービスを利用できることが定められました。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980